

自然災害から国民の生命・財産を守るために必要な対策に関する 指定都市市長会要請

我が国では、近年、大雨や地震などの自然災害が頻発化し、その被害も激甚化していることに加えて、甚大な被害が想定される南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきており、国民の生命・財産を守るための対策の一層の充実・強化が求められている。

しかしながら、現状において、国民一人一人の生命と財産を守る住宅等の耐震化・防火対策等については、建設資材や人件費の高騰により耐震改修工事等に係る自己負担分の費用が増加していることなどが、耐震化等が進まない要因となっている。特に、マンションについては、区分所有者による合意形成の困難さも加わって、耐震診断や耐震改修等が一層進まない状況となっている。

また、令和6年能登半島地震により改めて影響の大きさが顕在化した液状化現象については、公有地・民有地を問わず、連たんする広範な地域に被害が及び、その復旧に多大な時間、労力及び費用を伴うにもかかわらず、液状化による被害防止等に係る方針や対策等が十分でないことなどから、宅地の液状化被害対策が進まず、国民自身が災害に備える自助力向上にもつなげることができない状況にある。

さらに、大雨による被害への対策については、発災前後の迅速な避難に加えて、事前に被害から身を守る抜本的な対策が必要となるが、土砂災害特別警戒区域等からの住宅移転など、建物所有者への支援が不十分である。加えて、土砂災害特別警戒区域等に立地する既存住宅の改修等についても、住民から支援制度の拡充を求める声が寄せられている。

こうした状況において、日本の総人口の約2割が居住する指定都市は、住民の生命・財産を守る取組を基礎自治体として進めていることに加え、国の「応急対策職員派遣制度」により、都道府県と並んで第1段階支援における対口支援団体として位置付けられるなど、先頭に立って被災自治体を支援する役割を担っている。また、災害発生時には、協定を締結した民間企業との協力による支援物資の配送など、他の基礎自治体へ積極的な応援を行っている。さらに、土木技術者などの防災・減災分野の人的リソースが不足している周辺の基礎自治体に対し、復旧・復興の経験を伝える講座や訓練、環境整備状況の視察の受入れを行うなど、指定都市が災害対応で得たノウハウ等を周辺の基礎自治体と共有することに加え、国の「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を活用して技術系職員を派遣し、平時から、周辺の基礎自治体の国土強靱化を担う人材の育成や組織体制の強化に寄与している。

このように、指定都市は基礎自治体として自然災害から国民の生命・財産を守るための各種の課題に対応することに加えて、周辺の基礎自治体を含めた圏域全体の防災力を高める役割を適切に果たすために各種の取組を進めている。国においても、国土強靱化、防災・減災のまちづくりを一層進める観点から、指定都市がその役割をより

一層果たすことができるよう、私有財産に係る防災対策の在り方を検討した上で、例えば、「大規模災害からの復興に関する法律」において、事前防災や発災後の集中的な対応を柔軟かつ持続的に展開できるようにするための基金の創設を明示するなどの方策を講じるとともに、その支援内容に地域間格差が生じないような措置を講じておく必要がある。

以上のことから、下記のとおり要請する。

記

- 1 住宅の耐震改修への支援について、物価及び人件費の高騰が続いていることを踏まえ、住宅所有者の費用負担軽減を図るための補助限度額や補助率の更なる引き上げといった拡充を行うとともに、国主導により耐震改修を促すための全国的なPRを行うこと。
- 2 マンションの耐震化等について、自治体が行うマンション管理の適正化に係る施策を社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置付けること。
また、費用負担軽減のための税制優遇等の措置を講じることや、耐震診断や耐震改修等の実施の有無が資産価値に反映されるような制度を構築することなど、合意形成を促す取組を行うこと。
- 3 液状化対策について、不動産取引時に液状化発生リスクの説明を義務化することや、地盤条件に応じた対策工法を明示するなど液状化抑制技術基準を策定すること、液状化対策普及推進に必要な支援制度を確立することなど、国において液状化対策に係る方針、対策、制度等を示すこと。
- 4 土砂災害特別警戒区域からの移転に係る、更なる税財政上の支援などの費用負担軽減、さらには移転跡地の利用に係る補助金の創設など、移転跡地の管理及び有効利用に対する支援を行うこと。
また、住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業の補助率や補助限度額を拡充すること。

令和7年5月28日
指定都市市長会